
遠軽地区広域組合ごみ焼却施設
長期包括的運営委託事業
落札者決定基準

平成 29 年 3 月 6 日
遠軽地区広域組合

遠軽地区広域組合ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業
《落札者決定基準》
目次

第1章 落札者決定基準の位置づけ	1
第2章 落札者決定の手順	2
第3章 資格審査	3
第4章 基礎審査	4
1 審査項目	4
2 審査の流れ	4
第5章 事業提案書のヒアリング	5
第6章 定量化審査	6
1 定量化審査の流れ	6
2 定量化審査の審査項目と配点	6
3 事業提案に関する事項において審査する点	7
4 事業提案に関する得点化方法	9
5 価格提案に関する得点化方法	9
6 総合評価値の算定方法	9
第7章 落札者の決定及び公表等	10
1 落札者の決定	10
2 落札者の公表等	10

第 1 章 落札者決定基準の位置づけ

組合は、本件事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札により行う。

落札者決定基準は、組合が本件事業を実施する落札者の募集・選定にあたり入札参加希望者に配付する入札説明書と一体のものであり、本件事業において総合評価一般競争入札により落札者を選定するにあたり、入札参加者から提出される入札提出書類を客観的に評価するための審査項目及び方法等を示すもので、入札参加者の提案に指針を与えるものである。

なお、落札者決定基準で用いる用語は、落札者決定基準に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、遠軽地区広域組合ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業入札説明書に定義された意味を有するものとする。

第2章 落札者決定の手順

本件事業における総合評価一般競争入札は、次の手順で実施する。

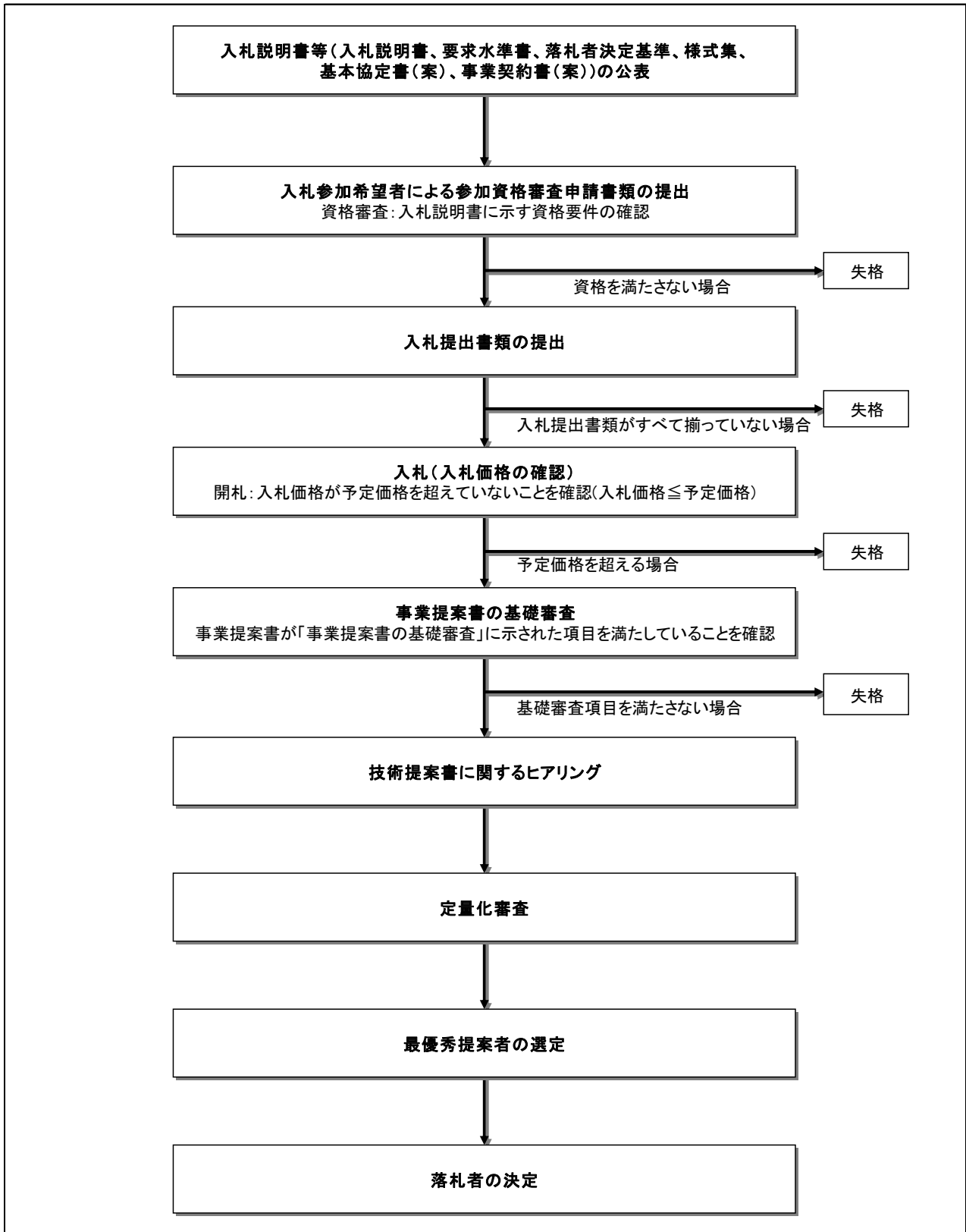


図1 落札者決定までの手順

第3章 資格審査

組合は、入札参加希望者から提出された資格審査申請書類から、入札説明書に記載した入札参加者が満たすべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）について確認し、確認の結果を代表企業に対し通知する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

第4章 基礎審査

1 審査項目

入札提出書類に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

- (1) 入札提出書類の確認
提出された入札提出書類がすべて揃っていること。
- (2) 開札（入札価格の確認）
入札金額が予定価格を超えていないこと。
- (3) 事業提案書の基礎審査
 - ア 事業提案書の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。
 - イ 入札説明書及び様式集に示す事業提案書の作成に関する条件について違反のないこと。
 - ウ 事業提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

2 審査の流れ

入札提出書類から、基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、事業提案書に記載された内容についてヒアリングを実施後、定量化審査を行う。

第5章 事業提案書のヒアリング

遠軽地区広域組合ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、基礎審査を通過した入札参加者に対し、各提案内容の確認等を目的として事業提案書に関するヒアリングを実施する。ヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

なお、ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

第6章 定量化審査

入札提出書類に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

1 定量化審査の流れ

選定委員会は、入札提出書類の内容について、定量化審査により総合的に審査を行う。

事業提案書の提案内容（表1における「事業提案に関する事項」に係る提案内容）については、「4 事業提案に関する得点化方法」に従って得点化を行う。また、入札価格（表1における「価格提案に関する事項」に係る提案内容）については、「5 価格提案に関する得点化方法」に従い得点化を行う。選定委員会は、事業提案に関する事項の審査項目の得点と入札価格における得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。

2 定量化審査の審査項目と配点

定量化審査による得点が総合評価の値となるため、その配点及び得点化基準については、事業期間にわたる必要性、重要性を勘案し、本件事業において組合が落札者に創意工夫を期待する度合いにより設定した。

したがって、審査項目は、組合が入札参加者の提案に期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、次のとおりである。なお、事業提案に関する事項の各審査項目における審査する点等の詳細については、「3 事業提案に関する事項において審査する点」を参照のこと。

表1 定量化審査項目と配点

審査項目			配点
大項目	中項目	小項目	
事業提案に関する事項	運営・維持管理業務に関する事項	運営・維持管理体制	5
		運転管理業務	21
		維持管理業務	14
		環境管理業務	7
		その他業務	6
	事業計画に関する事項	経営計画・事業収支計画	4
		リスク管理方法	8
地域振興		5	
価格提案に関する事項	入札価格に関する事項	入札価格	30
合計			100

3 事業提案に関する事項において審査する点

選定委員会では、事業提案に関する事項について、以下に示す審査項目ごとに審査する点に基づき、審査を行い、その内容に応じて、5段階評価により得点を付与する。なお、各項目については、各入札参加者の経験等を踏まえた、より実現性の高い提案が望ましいものとする。

表2 定量化審査における審査項目と審査の視点

項目	配点	審査する点	
運営・維持管理業務に関する事項 (53点)			
運営・維持管理体制 (5点)	5	<ul style="list-style-type: none"> 全体組織計画として必要かつ十分な人員が配置されるとともに、適正な有資格者が確保され、配置されているか。 	
運転管理業務 (21点)	搬入管理	4	<ul style="list-style-type: none"> 実施方針、実施方法が適切であり、処理不適合物や危険物等の除去等が徹底して行えるものとなっているか。
	効率性・安全性に配慮した運転管理	5	<ul style="list-style-type: none"> 効率性と安全性を考慮した適切な運転管理方法として、適確な提案がなされているか。
	処理対象物の質・量の変動への対応	5	<ul style="list-style-type: none"> ごみ質、量の変動への対応策が十分検討され、実効性の高いものとして適確な提案がなされているか。
	搬入・搬出物の性状分析(項目・頻度等)	2	<ul style="list-style-type: none"> 法令等を踏まえ必要十分な項目・頻度となっているだけでなく、将来を考慮して運転管理上更なる提案がなされているか。
	緊急時等の対応	5	<ul style="list-style-type: none"> 停止基準及び要監視基準を超過した際、通常運転復帰までの仕組み等、適確な提案がなされているか。 その他緊急時(地震、火災、停電等)における対応として、適確な提案がなされているか。
維持管理業務 (14点)	調達計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 調達方針及び調達計画について、通常時はもとより、災害などの緊急時にも適正に施設が稼働できるよう適切なものとなっているか。
	点検・検査の計画及び実施	3	<ul style="list-style-type: none"> 点検・検査計画・実施の内容が必要かつ十分なものとなっており、かつ施設の長寿命化が期待できるものとなっているか。
	補修・更新の計画及び実施	5	<ul style="list-style-type: none"> 補修・更新計画・実施の内容が必要かつ十分なものとなっており、かつ施設の長寿命化が期待できるものとなっているか。
	事業終了時の引渡し条件の確実な履行	3	<ul style="list-style-type: none"> 事業終了時における引渡し条件の確実な履行ができる仕組みとして、適確な提案がなされているか。

項目		配点	審査する点
環境管理業務 (7点)	環境保全基準・計画	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転維持管理の効率性を確保しつつ、周辺環境への影響を最小限におさえる環境保全基準及び設定方針となっているか。また、それらを実現するための計画となっているか。
	作業環境管理基準・計画	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業員の安全確保に十分配慮した作業環境管理基準及び設定方針となっているか。また、それらを実現するための計画となっているか。
その他業務 (6点)	情報管理業務	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各報告書の作成の考え方(項目、頻度、内容、保管期間)、データ等の管理が適切なものとなっているか。
	その他関連業務	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入業務、その他関連業務(清掃、植栽管理、除雪、見学者対応、住民対応)の各業務において、提案する実施方針に実効性が高く、かつ、組合にとって有効な新たな提案がなされているか。
事業計画に関する事項			(17点)
経営計画・事業収支計画 (4点)	基本的考え方	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15年間にわたる安定した経営計画及び事業収支計画立案に係る考え方について、適確な提案がなされているか。
	資本金の設定及び資金不足時の対応	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15年間にわたる安定した事業の実施を考慮した資本金及び出資構成について、適確な提案がなされているか。 ・ SPCにおいて資金が不足した際の構成員等の支援として、適確な提案がなされているか。
リスク管理方法 (8点)	リスクへの対処方法に関する考え方	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク顕在化確率やリスク顕在化時の影響の極小化を可能とするリスク管理方針及び管理体制として、適確な提案がなされているか。 ・ 事業実施前の段階において、リスクへの対処方法に対して十分な検討を行う仕組みと方策について、適確な提案がなされているか。 ・ リスク管理との関係が明確な保険の活用について、適確な提案がなされているか。
	SPCに対するサポート方法	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ SPCに対し、15年間にわたり安定して事業継続が可能となるサポート方法として、適確な提案がなされているか。 ・ 通常時及び非常時のサポート体制として、適確な提案がなされているか。
	セルフモニタリング	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ より具体的で実効性の高いセルフモニタリングとして、適確な提案がなされているか。
地域振興 (5点)		5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元雇用、地元企業への貢献など地域経済への配慮及び地域住民への配慮がなされているか。

4 事業提案に関する得点化方法

- (1) 提案を求めている審査項目については、次に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

表3 事業提案の審査項目における得点化方法

評価	判断基準	得点化方法
A	当該評価項目において、特に優れている	配点×1.0
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において、優れている	配点×0.5
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において、要求水準書程度である	配点×0.0

- (2) 各審査項目の評価点については、各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、少数第3位を四捨五入した値とする。
- (3) (2)の結果をもとに、各入札参加者の得点の合計を算出する。

5 価格提案に関する得点化方法

入札価格（様式集、様式第12号に記載する金額をいう。）について、次の算定式により得点を付与する。なお、得点は少数第3位を四捨五入した値とする。ただし、定量化限度額以下の価格を提示した入札参加者の入札価格に関する得点は、30点満点とする。

【価格提案の得点算定式】

○最低入札価格 > 定量化限度額の場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格提案に関する得点} \end{array} \right) = 30 \times \left(\frac{\text{最低入札価格}}{\text{当該入札参加者の入札価格}} \right)$$

○最低入札価格 ≤ 定量化限度額の場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格提案に関する得点} \end{array} \right) = 30 \times \left(\frac{\text{定量化限度額}}{\text{当該入札参加者の入札価格}} \right)$$

※1 定量化限度額：落札者決定後に公表する。

※2 最低入札価格：全入札参加者の入札価格のうち、最も低い価格。ただし、失格になった者の入札価格を除く。

6 総合評価値の算定方法

「4 事業提案に関する得点化方法」、「5 価格提案に関する得点化方法」により算出した各入札参加者の得点から、次に示す算定式により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

【総合評価値の算定式】

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{事業提案に関する得点} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格提案に関する得点} \end{array} \right)$$

第7章 落札者の決定及び公表等

1 落札者の決定

組合は、選定委員会における最優秀提案者の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ただし、選定委員会が2以上の最優秀提案者を選定した場合は、当該最優秀提案者によるくじ引きにより落札者を決定する。

2 落札者の公表等

落札者については、組合にて落札者の決定後、組合のホームページにて公表を行うとともに、入札参加者においては個別に通知する。

なお、審査講評については、落札者との基本協定締結後、組合のホームページにて公表する。